

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 平成二十八年十二月二十一日

告示

岐阜県告示第六百四十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 メチルニ「一」(シクロヘキシルメチル) 一 H インドール 三 カルボキサミド 三 メチルブタノアイト及びその塩類(通称AMB CHMICA)
 - 2 ニ「四」 エトキシ 三・五 ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類(通称Escaline)
 - 3 N「一」 フェネチルピペリジン 四 イル) N フェニルフラン ニ カルボキサミド及びその塩類(通称Furanylfentanyl, FUF)
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 三 指定の効力が発生する日
- 平成二十八年十二月二十二日

平成二十八年十二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜県文芸社